

令和5年度 土地改良区連絡会議 会次第

日時:令和5年11月14日(火)

13時30分～15時30分

場所:土地改良会館4階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 情勢報告

(1) 令和6年度農業農村整備事業関係予算概算要求について

[資料1]

(2) 土地改良区理事への女性登用に向けた行動計画について

[資料2]

(3) 土地改良区における女性理事登用の進捗状況について

[資料3]

5 協 議

(1) 女性理事登用目標の達成に向けた取組について

[資料4]・[資料5]

(2) 各管内における周知の方法について

[資料6]

6 その他(事務連絡)

7 閉 会

令和5年度 鹿児島県土地改良区連絡会議 出席者名簿

令和5年11月14日

委員	氏名	役職名
鹿児島地域 代表委員	下 笠 政 文	日吉町土地改良区 理事長
南薩地域 代表委員	上 久 保 純 一	川辺町土地改良区 理事長
北薩地域 代表委員	椿 義 博	出水平野土地改良区 理事長
始良・伊佐地域 代表委員	前 田 和 文	伊佐市大口東土地改良区 理事長
大隅地域 代表委員	安 藤 和 文	笠野原土地改良区 理事長
熊毛地域 代表委員	春 山 和 敏	西之表市土地改良区 理事長
奄美地域 副代表委員	宮 永 誠	徳之島用水土地改良区 理事長

【水土里ネット鹿児島】

所属	氏名	役職名
	堀 洋 一 郎	専務理事

【鹿児島県】

所属	氏名	役職名
農政部 農地整備課	亀 甲 長 寿	技術主幹兼係長
農政部 農地整備課	岡 元 舞	主査

【事務局】

役職名	氏名	役職名	氏名
総務部長	上 市 園 誠	徳之島支部長	森 川 幸 八
事業部長	久 保 義 文	総務部地域支援課長	前 田 範 子
水土里情報センター長	西 田 国 広	同 会員支援係 主査	宝 め ぐ み
総務部次長	諸 留 幸 夫	同 会員支援係 主査	上 笠 省 一
鹿児島事務所長	神 川 英 資	同 会員支援係 主査	井 上 み よ
北薩事務所長	北 山 吉 里	同 会員支援係 主事	児 玉 賢 吾
大隅事務所長	川 畑 秀 典	同 会員支援係 専門囑託	松 崎 義 人
熊毛事務所長	亀 井 康 二		

○鹿兒島県土地改良事業団体連合会 土地改良区育成強化対策実施規程

(平成8年4月1日制定)

(目的)

第1条 農業農村の生産基盤と生活環境基盤を支える重要な役割を担う土地改良区の育成強化を図るため、鹿兒島県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)定款第4条第1号により土地改良区育成強化対策(以下「強化対策」という。)の実施について必要な事項を定める。

(資金)

第2条 資金は連合会の土地改良区育成強化対策事業資金積立金による運用益金及び借入金並びに一般財源をもってこれに充てる。

第3条 積立金は、連合会の指定金融機関(以下「金融機関」という。)のうち最も有利な金融機関に定期預金として預託する。

(業務)

第4条 第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 土地改良区組織機能強化対策
 - (2) 土地改良区運営基盤強化対策
 - (3) 市町村等との連携強化対策
 - (4) 各種制度の調査検討及び要請活動
 - (5) その他目的を達成するために必要な対策
- 2 前項第2号の業務のうち土地改良区運営資金等円滑化事業については土地改良区運営資金等円滑化事業実施規程により実施する。
(鹿兒島県土地改良区連絡会議)

第5条 業務内容についての具体的な対策を調査・検討し、その対策を実行するとともに国や県への要請活動を行うために、次に掲げる県内各地域から選出された7名の土地改良区理事長で鹿兒島県土地改良区連絡会議(以下「連絡会議」という。)を構成し、委員については連合会の会長が委嘱する。

- (1) 鹿兒島地域(鹿兒島県鹿兒島地域振興局管内)
- (2) 南薩地域(鹿兒島県南薩地域振興局管内)
- (3) 北薩地域(鹿兒島県北薩地域振興局管内)
- (4) 始良・伊佐地域(鹿兒島県始良・伊佐地域振興局管内)
- (5) 大隅地域(鹿兒島県大隅地域振興局管内)
- (6) 熊毛地域(鹿兒島県熊毛支庁管内)
- (7) 奄美地域(鹿兒島県大島支庁管内)

- 2 委員の選出は各地域ごとに地域連絡会議を設置しの中から互選する。
- 3 連絡会議委員の任期は4年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の中から互選する。
- 3 会長は連絡会議を代表し業務を総括する。
- 4 会長に事故のある時は副会長が代理する。

(会議)

第7条 連絡会議は会長が招集し、会長が議長になる。

(事務局)

第8条 第4条の業務を処理するため連合会に事務局を置く。

- 2 事務局は次の業務を行う。
 - (1) 毎年度の業務計画に関すること。

- (2) 毎年度の業務実施に関すること。
- (3) 毎年度の業務実績報告に関すること。
- (4) その他必要な業務に関すること。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成10年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日現在における連絡会議委員の任期は、令和6年3月31日をもって満了する。なお、令和4年4月2日から令和6年3月31日までの期間に選任された補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。